平成 26 年 8 月 11 日 26 練地文第 617 号

(設置)

第1条 (仮称) 練馬区学びと文化の推進プランの策定に向け、区民および学識経験者等の意見等を 反映させるため、(仮称) 練馬区学びと文化の推進プラン策定懇談会(以下「懇談会」という。) を設置する。

(所掌事項)

- 第2条 懇談会は、つぎに掲げる事項について検討し、別に定める(仮称)練馬区学びと文化の推進 プラン策定検討委員会に報告する。
  - (1) (仮称) 練馬区学びと文化の推進プランに関すること
  - (2) その他、座長が必要と認める事項

(構成)

- 第3条 懇談会の委員は、つぎに掲げる者とし、区長が委嘱する。
  - (1) 学識経験者 3名以内
  - (2) 文化芸術または生涯学習等団体関係者 6名以内
  - (3) 公募区民 3名以内
  - (4) その他、区長が必要と認めた者
- 2 懇談会に座長および副座長を置く。座長は、委員の互選により選任する。副座長は、座長が指名する。
- 3 座長は、懇談会の会議を主宰し、懇談会を代表する。
- 4 座長に事故があるときまたは座長が欠けたときは、副座長がその職務を代理する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から平成27年6月末日までとする。

(会議)

- 第5条 懇談会は、座長が招集する。
- 2 座長は、必要に応じて、委員以外の者に会議の出席を求め、意見を聴くことができる。 (庶務)
- 第6条 懇談会の庶務は、地域文化部文化・生涯学習課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営につき必要な事項は座長が定める。

付 則

この要綱は、平成26年8月11日から施行する。

付 則(平成26年10月7日26練地文第869号)

この要綱は、平成26年10月7日から施行する。